

有償運送の種類と必要な免許 講習

どのような運送を行うか、現在お持ちの免許・資格から必要な講習をご確認ください。

種別	どのような運送か	必要な免許・講習
交通空白地 有償運送	・バス・タクシーだけでは十分な移動手段がない地域で、市町村の運営で有償運送を行う。	次のいずれか ・有効な第二種免許 ・第一種免許 + 交通空白地有償運送運転者講習の修了
福祉有償運送 (福祉車両)	・障害や要介護者など、公共交通利用が困難な方などドア・ツー・ドアの個別で輸送。 ・車いす用の福祉車両を使用。	次のいずれか ・有効な第二種免許 ・第一種免許 + 福祉有償運送運転者講習の修了
セダン等 有償運送	・福祉有償運送のうち、福祉車両以外で行う送迎。 ・対象者は上段の福祉有償運送と同じ。 ・セダン、一般のワゴン等を使用。	基本要件 次のいずれか ・有効な第二種免許 + セダン等有償運送講習の修了 ・第一種免許 + 福祉有償運送運転者講習の修了 + セダン等有償運送講習の修了

共通の確認事項

- ・第一種免許の場合は、過去 2 年間に免許停止処分を受けていないことが必要です。免許は使用車両に対応したものが必要です。
- ・セダン等では、第二種免許でも追加要件が必要です。介助資格等のない方が同乗者なしで運転する場合は、セダン等講習を受講します。
- ・上表は代表的な要件です。講習に代わる国が認める研修・要件もあります。お持ちの資格・修了証をもとにご確認ください。
- ・セダン等は福祉有償運送の車両区分です。運送を行う団体には、別途、道路運送法に基づく登録が必要です。